

地方自治体における観光振興施策への更なる支援を求める意見書

日本政府観光局は、令和7年10月の訪日外客数について、前年同月比17.6%増の389万6,300人となり、同月過去最高を更新したことを公表した。

さらに、政府は、原則として日本から出国するすべての旅客（日本人、外国人、観光客を問わず）を対象とした国際観光旅客税について、令和6年度の税収が524億円に達し、過去最高となったことを公表した。この税収の使途は、「国際観光旅客税の使途に関する基本方針」に基づき、快適な旅行環境の整備、情報入手の容易化、地域での体験滞在の満足度向上の3つの分野に分かれており、国の事業に充当されている。

一方、地方自治体では、観光振興施策の推進のため、外国人観光客の増加によるオーバーツーリズムへの対応や受入環境の整備などの施策に多くの財源を投じており、こうした持続可能な観光に向けた取組のニーズは高まり続けていることから、引き続き、この取組を普及・深化させる必要がある。

よって国会及び政府は、地方自治体が国内外の観光客の誘致により、地域経済を活性化し、持続可能な観光を実現するため、次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 国際観光旅客税については、自由度の高い財源として地方の観光振興施策に充当されるよう、税収の一定割合を地方自治体に配分すること。
- 2 地方自治体の観光振興施策の一層の推進のため、国による助言及び財政支援を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣

殿

神奈川県議会議長